

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、中国地方の内陸中央部に位置し、大阪，下関方面を結ぶ「中国縦貫自動車道」，山陽，山陰を結ぶ「中国やまなみ街道」をはじめ，国道，県道や JR 鉄道網などが本市で結節しており，広島県北部から島根県南部に至る広い経済圏を持つ拠点都市です。

本市の人口構造は，合併時の平成 16 年 4 月 1 日に 6 万 1,823 人(住民基本台帳)であった人口が，令和 6 年 4 月 1 日では 4 万 8303 人(住民基本台帳)となっており，20 年間で 21.8%減少し，高齢化率は 28.8%から 37%へ上昇しています。

産業構造は，電子・デバイス，輸送用機械を中心に，食料品など多様な製造業が立地しています。また，利便性に富んだ陸上交通網を利用した運輸業や，広い経済圏を背景にした卸売業・小売業も多く，医療・福祉関連事業所の立地が進んでいます。工業事業所数(従業員 4 人以上)は，平成 16 年に 134 事業所であったところ，令和 3 年で 82 事業所に，前年度と比較して 52 事業所減っています。製品出荷額は，1,434 億円であったところ，令和 2 年 959 億円で，前年度と比較して 47 億 5,000 万円減っています。

このような中，本市の中小企業は，人手不足，後継者不足等の課題に直面しており，現状のままでは本市の産業基盤の維持，発展に大きな影響を及ぼす状況にあります。

本市では，三次市小規模事業者経営持続支援事業補助金やみよし産業応援事業等の施策を講じていますが，さらに中小企業の生産性を抜本的に向上させることで，人手不足に対応した経営基盤を再構築し，後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していく必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し，中小企業者の先端設備等の導入を促すことで，県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり，広島県北地域の中核として経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として，計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄であるため、再生可能エネルギー発電事業は、本計画において対象業種から除くものとする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第9条第1項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」（同法第2条第3項第1号から6号に規定するすべての「再生可能エネルギー源」を含む。）を指す。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

本市の産業は、工業地域を中心に、平野部から山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

（2）対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の

安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。